

三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）。以下「通知」という。）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを提供することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号のサービスの種類、事業内容等は別表第1に定めるとおりとする。

(1) 第1号事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する「第1号訪問事業」をいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する「第1号通所事業」をいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する「第1号介護予防支援事業」をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業の対象者（以下「事業対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であつて、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当するもの（以下「基本チェックリスト該当者」という。）

2 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって基本チェックリスト該当者でなくなった場合における有効期間は当該基本チェックリストを実施した日の属する月の末日までとする。

(実施方法)

第6条 総合事業は市が実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施（以下「指定事業者」という。）による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を受ける者による実施（利用手続等）

第7条 基本チェックリスト該当者が第1号事業を利用しようとするときは、三田市介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)利用申請書（様式第1号）に実施した基本チェックリスト及び介護保険被保険者証を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行う場合及び居宅要支援被保険者が別表第1に掲げる第1号事業のうち、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを利用する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、内容を審査し、三田市介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)利用決定(却下)通知書(様式第3号)を交付し、利用が決定した場合は、事業対象者である旨及び基本チェックリスト実施日、担当地域包括支援センター名を記載した被保険者証を交付する。
- 4 第2項の届出書の提出は、地域包括支援センターが代行することができる。
- 5 市長は、利用者台帳を備えるとともに、利用者台帳に必要な事項を記載し、保管しなければならない。

(第1号事業支給費)

第8条 第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。)の額は、別表第1の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の90(法第59条の2第1項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の80、法第59条の2第2項に規定する一定以上の所得を有する者にあつては、100分の70)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が指定事業者の実施する総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定による介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額(以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)について、同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 基本チェックリスト該当者が、指定事業者が実施する総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とする。
- 3 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定する。
- 4 事業対象者については、支給限度額を算定する事業は、指定事業者によるサービス事業に限る。

(利用料)

第10条 利用者は、別表第2に定める利用料を負担する。

- 2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負

担とする。

- 3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付する。

(高額介護予防サービス費相当事業等の実施)

第11条 市長は、指定事業者が実施する総合事業について、法第61条第1項の高額介護予防サービス費に相当する額（以下「高額介護予防サービス費相当額」という。）を支給するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第29条の2の2の規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第12条 市長は、指定事業者が実施する総合事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。

- 2 前項の規定による事業費の支給に当たっては、法第61条の2及び政令第29条の3の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防サービス」とあるのは「第1号事業」と、「介護予防サービス費」は「第1号事業支給費」と、「高額医療合算介護予防サービス費」とあるのは、「高額医療合算介護予防サービス費相当事業費」と読み替えるものとする。

(指定事業者の指定基準)

第13条 指定事業者は第4条第1号（ア）及び（イ）に掲げる事業を行うに当たっては、指定事業者の指定に係る事業所ごとに市長が別に定める指定基準に従って行わなければならない。

(指導及び監査)

第14条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者、第6条第2号に規定する委託を受けた者及び同条第3号に規定する補助を受ける者に対して、指導及び監査を行うものとする。

- 2 前項の指導及び監査に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第15条 市の区域外にある事業所（市長が行った指定事業者の指定に係るものに限

る。)に係る指定事業所の指定の基準、指定の拒否、指定事業者による第1号事業に要する費用の額及び第1号事業支給費の支給については、第8条及び第13条の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村（特別区含む）の要綱等で定めるところによるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条の規定は、施行日以後に提供されたサービスについて適用し、同日前に提供されたサービスについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月17日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条の規定は、令和元年8月1日以降に提供されたサービスについて適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第1の規定は、施行日以後に提供されるサービスについて適用し、同日前に提供されたサービスについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	サービスの種類		事業内容	単位数	1単位の単価
(1) 第1号事業	ア 訪問型サービス (第1号訪問事業)	(ア) 介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス (第1号訪問事業)のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして三田市指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定介護予防通所介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）第2章に定める基準を満たすもの	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「費用算定告示」という。）別表に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。）に定める三田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
		(イ) 訪問型サービス A	訪問型サービス (第1号訪問事業)のうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして基準要綱第4章に定める基準を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回利用（1回につき）218単位 ・週2回利用（1回につき）218単位 	10円に単価告示に定める三田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

				<ul style="list-style-type: none"> ・週2回を超える利用 (1回につき) 230 単位 ・初回加算 (1月につき) 200 単位 	
		(ウ) 訪問型サービス B	高齢者就業の推進等を勘案して市長が別に定める者により実施される訪問型サービスであって、省令第5条で定める日常生活上の世話(入浴、排せつ、食事等の介護を除く。)を実施するもの	市長が別に定める単位数	市長が別に定める額
	イ 通所型サービス (第1号通所事業)	(ア) 介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス(第1号通所事業)のうち、省令第140条の63の6第1号に該当するものとして基準要綱第3章に定める基準を満たすもの	費用算定告示別表に定める単位数	10円に単価告示に定める三田市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
		(イ) 通所型サービス B	市長が別に定める者により実施される通所型サービス	市長が別に定める単位数	市長が別に定める単位数

			であって、入浴・排せつ等の介助を行わないもの		
	ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	(ア) ケアマネジメントA	通知別記1第2の1イ（エ）④（a）に準ずる介護予防ケアマネジメントで、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて実施するもの	費用算定告示別表に定める単位数	10円に単価告示に定める三田市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額
		(イ) ケアマネジメントB	通知別記1第2の1イ（エ）④（b）に準ずる介護予防ケアマネジメントで、訪問型サービスAについて実施するもの		
(2) 一般介護予防事	ア 介護予防把握事業		閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介		

業		介護予防活動へつな げることが目的と する事業		
	イ 介護予防普及啓発 事業	介護予防に資する 基本的な知識を普 及啓発するための パンフレット等の 作成及び介護予防 教室等の開催等の 事業		
	ウ 地域介護予防活動 支援事業	介護予防ボランテ ィア等の育成のた めの研修や地域に おける住民主体の 介護予防活動の支 援を行う事業		
	エ 一般介護予防事業 評価事業	総合事業全体を評 価する事業		
	オ 地域リハビリテー ション活動支援事業	リハビリテーショ ン専門職が地域ケ ア会議や住民への 介護予防に関する 相談支援等を行 い、地域における 介護予防の取り組 みを強化する事業		

別表第2（第10条関係）

区分	サービスの種類		利用料
(1) 第	ア 訪問型	(ア) 介護予防訪問介護	別表第1の区分及びサービスの種

1号事業	サービス (第1号訪問事業)	相当サービス	類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第8条の規定により算定した額を差し引いた額
		(イ) 訪問型サービスA	別表第1の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第8条の規定により算定した額を差し引いた額
		(ウ) 訪問型サービスB	市長が別に定める額
	イ 通所型サービス (第1号通所事業)	(ア) 介護予防通所介護相当サービス	別表第1の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第8条の規定により算定した額を差し引いた額
		(イ) 通所型サービスB	市長が別に定める額
	ウ 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	(ア) ケアマネジメントA	無料
		(イ) ケアマネジメントB	無料
(2) 一般介護予防事業	ア 介護予防把握事業	無料	
	イ 介護予防普及啓発事業	無料	
	ウ 地域介護予防活動支援事業	無料	
	エ 一般介護予防事業評価事業	無料	
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業	無料	